

# 農林漁業セーフティネット資金

## 1 対象品目・分野

○水田・畑作    ○園芸    ○畜産    ○林業    ○水産業    ○その他

## 2 事業概要

経営再建に必要な運転資金

(災害、行政処分、社会的又は経済的環境の変化等に起因するもの)

## 3 利用対象者

農業を営む個人、農業を営む法人、営農集団・集落営農組織・農業者が組織する団体  
農業協同組合

## 4 支援内容

### (1) 資金使途

以下によって悪化した経営の再建・維持安定に必要な長期運転資金

- ・災害（台風、冷害、干ばつ、地震等の自然災害）被害
- ・法令に基づく行政処分（BSE、鳥インフルエンザ等による殺処分、移動制限等）
- ・社会的・経済的環境（米価下落、生産資材の高騰等）の変化等

### (2) 貸付限度額

- ・600万円(特認有)

### (3) その他

- ・償還期限：10年以内（据置3年以内）
- ・借入金利：0.16%～0.19%（令和4年2月21日現在）

## 5 募集期間

(1) 募集期間（予定）：常設資金のため期間の限定はありません。

### (2) 申請書類（様式）の入手方法

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

### (3) 申込み先

最寄りの窓口機関（日本政策金融公庫、農業協同組合、銀行、信用金庫）

## 6 問合せ先

(1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・所得向上推進課

(2) 担当（係）名：金融担当

(3) 電話番号：023-630-3088

# 農林漁業天災対策資金、災害・経営安定対策資金

## 1 支援内容

知事が指定する災害等により被害を受けた農林漁業者に対し、次の資金を発動する。

### (1) 農林漁業天災対策資金

- 資金使途 種苗、肥料、薬剤購入費、資材購入費（ビニールハウス等の簡易な施設の復旧費用）等の運転資金
- 貸付利率 0.80%（令和4年2月21日に発動した場合）  
※融資機関によっては、0.80%引き下げし実質無利子となる。
- 償還期限 3～6年（据置期間なし）

### (2) 災害・経営安定対策資金

- 資金使途 ・農林漁業用施設、農地、機械等の原状復帰費用  
・経営者の責めに帰すことのできない経営環境等の変化に伴う経営維持に必要な運転資金
- 貸付利率 (1)に同じ
- 償還期限 経営安定資金 7年以内（うち据置期間1年以内）  
施設等復旧資金 15年以内（うち据置期間3年以内）

## 2 募集期間

知事が指定した災害等が発生した場合に発動

## 3 問合せ先

- (1) 機関名・課名：農林水産部 農業経営・所得向上推進課
- (2) 担当（係）名：金融担当
- (3) 電話番号：023-630-3088

## 漁業近代化資金

- 1 対象品目・分野 ○水産業
- 2 事業概要  
漁業者等が漁業経営の近代化を図るのに必要な長期かつ低利の資金
- 3 利用対象者  
漁業を営む個人、漁業を営む法人、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、  
水産業協同組合、漁業・水産加工団体、水産加工  
※一定基準の規約を有していること等の要件があります。
- 4 支援内容
  - (1) 資金使途
    - ・漁船の建造若しくは取得又は改造等
    - ・漁船漁具保管修理施設等、漁場改良造成用機具、漁具等
    - ・水産動植物の種苗の購入又は育成
    - ・漁村環境整備施設 等
  - (2) 貸付限度額
    - ・20トン以上の漁船建造資金借受者、養殖業を営む法人又は 360,000千円  
団体、二以上の複合経営を行う者
    - ・漁船を使用して漁業を営む個人、養殖業を営む個人、  
漁業生産組合、漁業を営む法人、水産加工業を営む法人 90,000千円  
水産加工業を営む個人
    - ・漁業を営む個人（上記を除く） 18,000千円  
※知事又は農林水産大臣が承認した場合は、その承認額
  - (3) その他
    - ・償還期限：資金使途に応じ20年以内（据置3年以内）
    - ・借入金利：0.3%（令和3年3月18日現在）  
※認定漁業者は、資金使途に応じて最長10年間無利子。
    - ・融資率：原則80%以内（特認100%以内）
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
  - (2) 申請書類（様式）の入手方法  
漁業協同組合、農林中央金庫
  - (3) 申込み先  
漁業協同組合、農林中央金庫
- 6 問合せ先
  - (1) 機関名・課名：庄内総合支庁 産業経済部 水産振興課
  - (2) 担当（係）名：総務担当
  - (3) 電話番号：0234-24-6161

## 沿岸漁業改善資金

- 1 対象品目・分野     ○水産業
- 2 事業概要  
沿岸漁業等が利用する経営改善、生活改善及び青年漁業者等養成のための無利子資金
- 3 利用対象者  
漁業を営む個人、漁業を営む法人  
漁業・水産加工団体（一定基準の定めを有していること等の要件があります。）
- 4 支援内容
  - (1) 資金使途
    - ・ 漁業経営改善のための設備・施設整備資金及び新養殖技術導入資金等  
（自動航跡記録装置、魚群探知機、動力式つり機等の作業省力化に資する機器等の設置、養殖施設・種苗・餌料等の養殖技術の導入等）
    - ・ 漁家の生活改善のための設備投資資金及び婦人・高齢者の活動資金等
    - ・ 漁業後継者等養成確保のための研修教育資金及び経営開始資金等
  - (2) 貸付限度額
    - ・ 50,000千円
    - ※知事が承認した場合は、その承認額
  - (3) その他
    - ・ 償還期限：資金使途に応じ10年以内（据置3年以内）
    - ・ 借入金利：無利子
- 5 募集期間
  - (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
  - (2) 申請書類（様式）の入手方法  
漁業協同組合
  - (3) 申込み先  
漁業協同組合
- 6 問合せ先
  - (1) 機関名・課名：庄内総合支庁 産業経済部 水産振興課
  - (2) 担当（係）名：総務担当
  - (3) 電話番号：0234-24-6161

## 計画営漁推進資金

1 対象品目・分野     ○水産業

### 2 事業概要

漁業者等の計画的営漁を推進するために、必要な漁業操業資金及び漁業収入安定対策事業により拠出する積立金の低利資金

3 利用対象者：漁業を営む個人、漁業を営む法人

### 4 支援内容

#### (1) 資金使途

- ・漁業操業資金  
（1年未満の短期運転資金：前払保険料、先払給与費、出漁仕込品費、修理費等）
- ・漁業収入安定対策事業により拠出する積立金

#### (2) 貸付限度額

- ・漁業操業資金：10,000千円
- ・積立金            : 3,000千円

#### (3) その他

- ・償還期限：資金使途に応じ1年以内
- ・借入金利：令和3年4月1日時点の漁業近代化資金の借入利率

### 5 募集期間

- (1) 募集期間：常設資金のため期間の限定はありません。
- (2) 申請書類（様式）の入手方法  
漁業協同組合
- (3) 申込み先  
漁業協同組合

### 6 問合せ先

- (1) 機関名・課名：庄内総合支庁 産業経済部 水産振興課
- (2) 担当（係）名：総務担当
- (3) 電話番号：0234-24-6161